

# 令和7年第2回さくら市議会 臨時会提案理由説明書

## 説明書目次

| 番号 | 項 目 名                                     | ページ |
|----|---|-----|
| 1  | 専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）           | P 3 |
| 2  | 専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）       | P 4 |
| 3  | 専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）     | P 4 |
| 4  | 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度さくら市一般会計補正予算（第9号）） | P 4 |
| 5  | 専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）                  | P 5 |
| 6  | 議案説明資料 参照法令等                              | P 7 |
| 7  | さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文                 | P 8 |
| 8  | さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文              | P19 |
| 9  | さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文            | P21 |

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認 4 件及び報告 1 件であります。

議案第 1 号から議案第 4 号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分をした事件について、同条第 3 項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

議案第 1 号の専決処分は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、軽自動車税における二輪車の車両区分の見直しなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 2 号の専決処分は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 3 号の専決処分は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険事業の健全で適正な運営を図るため、保険税の課税限度額を引き上げるなど、所要の改正を行ったものであります。

議案第 4 号の専決処分は、令和 6 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）であります。

今回の補正予算は、年度末に地方譲与税、各種交付金及び地方交付税等が確定したこと等により、既定予算額に 3 億 3,412 万 3 千円を追加し、予算の総額を 255 億 5,300 万 8 千円といたしました。

歳入の主なものは、7 款地方消費税交付金で、社会保障財源交付金 9,773 万 3 千円、11 款地方交付税で、特別交付税 5,768 万 1 千円、18 款寄附金で、プロサッカーによる地域の元気づくり寄附金 2,000 万円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4,024 万 2 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2 款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 2,000 万円、基金積立事業費 2 億 4,834 万 1 千円、7 款土木費で、桜の郷づくり事業費 6,090 万 5 千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

### ◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1) 条例を設け又は改廃すること。

(2) 予算を定めること。

(3)～(12) 略

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

(14)～(15) 略

2 略

〔長の専決処分〕

第 179 条 普通地方公共団体の議会在り成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 略

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

### □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

| 番号 | 指定事項                                 | 議会名                       | 議案番号     | 議決年月日              |
|----|--------------------------------------|---------------------------|----------|--------------------|
| 1  | <u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u> | 平成 17 年第 1 回<br>さくら市議会臨時会 | 議員案第 5 号 | 平成 17 年 4 月<br>8 日 |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</p> <p>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する</p> | <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 略</p> <p>2～9 略</p> <p>10 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。））、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第63条の2 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）</p> <p>（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する</p> |

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつて</p> | <p>種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エ_____に掲げるものを除く。） 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は_____定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は_____定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>（種別割の減免）</p> <p>第89条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつて</p> |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>は、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)<br/>                     (3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1</p> | <p>は、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)<br/>                     (3)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第90条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号及び第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は</u> <u>身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び</p> |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p>   | <p>_____<br/>                 _____<br/>                 _____有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p>  |
| <p>(6) 略</p>   | <p>(6) 略</p>   |
| <p>4 <u>前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</u></p>   | <p>4 略</p>   |
| <p>5 略</p>   | <p>5 略</p>   |
| <p>6 略</p>   | <p>5 略</p>   |
| <p>(特別土地保有税の減免)</p>  | <p>(特別土地保有税の減免)</p>  |
| <p>第139条の3 略</p>   | <p>第139条の3 略</p>   |
| <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> | <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> |
| <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）<br/>                 （法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>  | <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）<br/>                 （法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p>  |
| <p>(2)・(3) 略</p>   | <p>(2)・(3) 略</p>   |
| <p>3 略</p>   | <p>3 略</p>   |
| <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>  | <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p>  |
| <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければなら</p>   | <p>第149条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければなら</p>   |

| 改 正 案   | 現 行  |
|---|--|
| <p>ない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～22 略</p> <p>23 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27・28 略</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～13 略</p> <p><u>14 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定す</u></p> | <p>ない。</p> <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（<u>同条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2～22 略</p> <p>23 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>26 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>27・28 略</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>第10条の3 略</p> <p>2～13 略</p> |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>る期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</p> |   |
| <p>15 略</p>   | <p>14 略</p>   |
| <p>16 略</p>   | <p>15 略</p>   |
|   |   |
|   | <p>（平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）</p>  |
|   | <p>第10条の4 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日</p>  |
|   | <p>（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> |
|   | <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p>   |
|   | <p>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p>   |
|   | <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法</p>   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |
|   |   |







| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p><u>第10条の4</u> 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) 略</p> <p>2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和7年度分及び令和8年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4</p> | <p><u>第10条の6</u> 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の4第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号</p> <p>(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由</p> <p>(4) 略</p> <p>2 法附則第16条の4第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。</p> <p>3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4</p> |

| 改 正 案  | 現 行  |
|--|--|
| <p>項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> | <p>項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法</p> <p>4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</p> |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| 附 則   | 附 則   |
| 1～6 略<br>（ <u>法附則第15条第36項</u> の条例で定める割合）  | 1～6 略<br>（ <u>法附則第15条第37項</u> の条例で定める割合）  |
| 7 <u>法附則第15条第36項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。<br>（ <u>法附則第15条第37項</u> の条例で定める割合）   | 7 <u>法附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。<br>（ <u>法附則第15条第38項</u> の条例で定める割合）   |
| 8 <u>法附則第15条第37項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。<br>（ <u>法附則第15条第41項</u> の条例で定める割合）   | 8 <u>法附則第15条第38項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。<br>（ <u>法附則第15条第42項</u> の条例で定める割合）   |
| 9 <u>法附則第15条第41項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。<br>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）   | 9 <u>法附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。<br>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）   |
| 10 <u>法附則第15条</u> の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 | 10 <u>法附則第15条</u> の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 |
| (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（ <u>同条第16項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  | (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。）又は法人番号（ <u>同条第15項</u> に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）  |
| (2)～(6) 略   | (2)～(6) 略   |
| 11～17 略   | 11～17 略   |
| 18 <u>法附則第15条</u> 第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から   | 18 <u>法附則第15条</u> 第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から   |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p><u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> | <p><u>第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> |
| <p>19 略</p>   | <p>19 略</p>   |

| 改 正 案   | 現 行   |
|---|---|
| <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>66 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>26 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26 万円</u> とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>66 万円</u> を超える場合には、<u>66 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>26 万円</u> を超える場合には、<u>26 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を</p> | <p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項第 1 号の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>65 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24 万円</u> とする。</p> <p>4 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>65 万円</u> を超える場合には、<u>65 万円</u>）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24 万円</u> を超える場合には、<u>24 万円</u>）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超える場合には、17 万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を</p> |

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p>乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>30 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>56 万円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>29 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき <u>54 万 5,000 円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2・3 略</p> |